

## 会社法施行と経営状況分析の変更点 ③ 損益計算書の変更、株主資本等変動計算書

### はじめに

「会社法施行と経営状況分析の変更点」と題しまして、会社法及びこれに伴って改正された建設業法施行規則及び経営状況分析にかかわる変更点について解説しております。今回は、損益計算書に関する変更及び利益処分(損失処理)の廃止並びに株主資本等変動計算書について解説してまいります。

例によりまして、文中の意見にわたる部分は、私見でありますのであらかじめ申し添えます。

### 1. 損益計算書の変更点

従来の損益計算書は、当期純利益(当期純損失)の後に、前期繰越利益、各種準備金、積立金の取締役会決議に基づく取崩額、中間配当額、中間配当に伴う利益準備金積立額、過年度税効果調整額等を加減して、最終的に当期末処分利益(当期末処理損失)で終わる構成となっていました。

会社法施行後の損益計算書では、末尾は当期純利益(当期純損失)となっており、前期繰越利益以降、当期末処分利益までの各項目はなくなりました。

このほか、経常損益の部、特別損益の部の区分が廃止されるなどの変更が行われています。詳細は建設業法施行規則様式第十六号を参照してください。

### 2. 利益処分(損失処理)の廃止と株主資本等変動計算書の創設

#### ① 利益処分の廃止

従来は、改正前の損益計算書の末尾に計上されていた、当期末処分利益の金額を当該事業年度にかかる株主総会で、いかに処分(処理)したかを示す財務諸表として、利益処分(損失処理)がありました。

利益処分の項目としては、株主に対する配当金や役員に対する賞与、配当実施に伴う、利益準備金の積立のほか、各種準備金、積立金の繰入や取崩などがありました。

#### ② 株主資本等変動計算書の創設

利益処分(損失処理)の廃止に伴ない、株主資本等変動計算書という財務諸表が新たに創設されました。

株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純

資産の部(改正前の資本の部)に記載されている各項目が、前期末残高と当期末残高で、どのように変動したかを、その変動要因別に表わす財務諸表です。

純資産の部の変動要因には、当期純利益の金額を始め、従来の損益計算書に記載されていた、前期繰越利益以降の各項目や、前期末決算にかかる株主総会(前期末決算日から3ヵ月以内に開催されます。)で承認される剰余金の配当(従来の配当と同義と考えてよいかと思えます)などが、株主資本等変動計算書の「当期変動額」として記載されることになります。

すなわち、今回の改正で廃止された、損益計算書の前期繰越利益以降の項目や利益処分の各項目は、株主資本等変動計算書に含まれて表わされることになるのです。

株主資本等変動計算書には、上記のほか、新株発行に伴う、資本金や資本準備金の増加額、自己株式の取得や処分の金額が記載されます。前期末から当期末にいたる、純資産の部のあらゆる変動項目が株主資本等変動計算書に記載されることになるのです。

「株主資本等変動計算書」という名称は、米国で使われている同様の財務諸表である、

“Statement of Stockholder's equity”を直訳したものと思われますが、この名称がこの財務諸表の内容をかえって理解しづらいものにしてしまっている印象を受けます。上述したように、この財務諸表は前期末と当期末の純資産の部の各項目の変動状況を示すものですから、素直に、「純資産変動計算書」とすればよかったですのではないかと思います。

### 3. おわりに

会社法施行から約半年が経過した現在ですが、税務署に提出される法人税の申告書に株主資本等変動計算書が添付されていないケースが多いと聞いております。このような場合、分析申請に当たっては、会社または申請代理人である行政書士の皆様が作成することになると思われますので、同財務諸表について、しっかりとご理解いただく必要があると思います。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)